



長野県報

11月19日(木)
令和2年
(2020年)
第157号

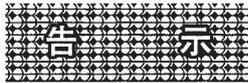
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(3件)(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(3件)(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等変更の届出(会計課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	7
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課).....	15
運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	15
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	15
運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	16
高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	16



長野県告示第567号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩56の2、267の3、268の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第569号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第570号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡長和町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第571号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第572号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第573号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第574号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

宮原、藤山、和田1、和田2、下八町、笹ヶ崎、前山1、及び前山2

2 指定の区域

須坂市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂

防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第575号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

雁田1、雁田2、雁田3、雁田4、雁田5、雁田6、雁田7、雁田8、雁田9、雁田10、雁田11、雁田12、雁田13、及び雁田14

2 指定の区域

上高井郡小布施町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第576号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

十二崖

2 指定の区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第577号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

宮原、藤山、和田1、和田2、下八町、笹ヶ崎、前山1、及び前山2

2 指定の区域

須坂市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第578号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
雁田1、雁田2、雁田3、雁田4、雁田6、雁田7、雁田8、雁田9、雁田10、雁田11、及び雁田14

- 2 指定の区域
上高井郡小布施町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第579号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に

長野県告示第581号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年11月16日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 岡谷支所湊営業所	長野県岡谷市湊3-7-11	長野県岡谷市湊3-7-11 信州諏訪農業協同組合 岡谷支所湊営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 湊支所		長野県岡谷市湊3-7-11 信州諏訪農業協同組合 湊支所

より、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
十二崖
- 2 指定の区域
上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第580号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年11月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
上入沢
- 2 指定の区域
須坂市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 岡谷支所川岸営業所	長野県岡谷市川岸中2-22-7	長野県岡谷市川岸中2-22-7 信州諏訪農業協同組合 岡谷支所川岸営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 川岸支所		長野県岡谷市川岸中2-22-7 信州諏訪農業協同組合 川岸支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 岡谷支所長地営業所	長野県岡谷市長地柴宮3-4-3	長野県岡谷市長地柴宮3-4-3 信州諏訪農業協同組合 岡谷支所長地営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 長地支所		長野県岡谷市長地柴宮3-4-3 信州諏訪農業協同組合 長地支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪支所上諏訪営業所	長野県諏訪市諏訪2-10-5	長野県諏訪市諏訪2-10-5 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所上諏訪営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 上諏訪支所		長野県諏訪市諏訪2-10-5 信州諏訪農業協同組合 上諏訪支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪支所	長野県諏訪市小和田22-16	長野県諏訪市小和田22-16 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所
旧	信州諏訪農業協同組合 小和田支所		長野県諏訪市小和田22-16 信州諏訪農業協同組合 小和田支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪支所四賀営業所	長野県諏訪市四賀822	長野県諏訪市四賀822 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所四賀営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 四賀支所		長野県諏訪市四賀822 信州諏訪農業協同組合 四賀支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪中央支所	長野県諏訪市豊田2584	長野県諏訪市豊田2584 信州諏訪農業協同組合 諏訪中央支所
旧	信州諏訪農業協同組合 豊田支所		長野県諏訪市豊田2584 信州諏訪農業協同組合 豊田支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪中央支所湖南営業所	長野県諏訪市湖南3933-1	長野県諏訪市湖南3933-1 信州諏訪農業協同組合 諏訪中央支所湖南営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 湖南支所		長野県諏訪市湖南3933-1 信州諏訪農業協同組合 湖南支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪中央支所中洲営業所	長野県諏訪市中洲3095	長野県諏訪市中洲3095 信州諏訪農業協同組合 諏訪中央支所中洲営業所
旧	信州諏訪農業協同組合 中洲支所		長野県諏訪市中洲3095 信州諏訪農業協同組合 中洲支所

会 計 課

長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月19日

長野県安曇野建設事務所長 飯 森 正 敏

- 1 路 線 名 有明大町線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市穂高有明8957番の1地先から
安曇野市穂高有明7345番の39地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年11月19日

道路管理課